

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その2）

政令第9条の7第6項ただし書の規定の適用の有無			有・無		事業年度		・ ・		法人名			
政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無			有・無		事業年度又は連結事業年度		控除未済外国税額等 ⑮		当期控除額 ⑰		翌期繰越額 ⑮－⑰ ⑱	
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算					前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細							
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①		円		・	・	道民府県税	円				
	前3年以内の控除限度額を超える外国税額 (別表1の⑱) ②				・	・	市民町村税					
	計 ①＋② ③				・	・	市民町村税					
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①＋同表の②)) ④				・	・	道民府県税					
	外国税額のうち④の額を超える額は上段に、④と⑥の合計額を超える額は下段に ⑤				・	・	市民町村税					
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥				・	・	道民府県税					
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④) ⑦				・	・	市民町村税					
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額 (別表1の⑳)は上段に、㉑は下段に ⑧		(イ) (ロ)		・	・	道民府県税					
	計 (⑥＋⑧(イ)は上段に、⑦＋⑧(ロ)は下段に) ⑨				・	・	市民町村税					
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑨の各段のうち少ない額) ⑩		(イ) (ロ)		・	・	道民府県税					
	⑩又は当初申告税額控除額 ⑪		(イ) (ロ)		計 (イ) (ロ)		道民府県税 市民町村税					
前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑫		(イ) (ロ)				道民府県税 市民町村税						
法第53条第42項及び第321条の8第42項により控除できる金額(別表7(その2)の⑧) ⑬		(イ) (ロ)		当期分		道民府県税 市民町村税						
当期分として算定した法人税割額(㉔若しくは㉕又は第6号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第6号様式(その2)の⑦－⑧＋⑨－⑩若しくは第6号様式(その3)の⑦－⑧＋⑨－⑩) ⑭				翌期繰越額計		道民府県税 市民町村税						
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額 (⑭若しくは (⑪＋⑫＋⑬)のうち少ない額又は㉖及び㉗) ⑮												
各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細												
事務所又は事業所			従業員数又は補正後の従業員数	各都道府県ごとに控除すべき外国税額等 ⑮	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑯	各都道府県ごとに控除する外国税額等(⑮又は⑯のうち少ない額) ⑰	従業員数又は補正後の従業員数	各市町村ごとに控除すべき外国税額等 ⑱	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑲	各市町村ごとに控除する外国税額等 (⑱又は⑲のうち少ない額) ⑳		
特別区以外	名称	所在地	人	円	円	円	人	円	円	円		
	小計			㉕				㉖				
特別区				㉗((⑮(イ)＋⑯(イ)＋⑰(イ))－㉕)				㉘((⑮(ロ)＋⑯(ロ)＋⑰(ロ))－㉕)				
合計				㉙	㉚	㉛		㉜	㉝	㉞		
				控除未済繰越額 ㉙－㉛ ㉟				控除未済繰越額 ㉜－㉞ ㊱				

第七号の二様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）「別紙六十六」